

## I. 反対尋問

1. (1)「行為者によって認識された個別具体的な法益主体にのみ故意を認めるべき」(弁護レジュメ1頁32-33行目)とあるが、間接正犯の場合、通説によれば、行為者を基準に法益主体を特定し故意の有無を判断することになるから、本来帰責すべき結果を正犯に帰責できなくなるのではないか<sup>1</sup>。

(2)「行為者によって認識された個別具体的な法益主体」とは、①「目の前のその人」なのか、②「ピストルで打たれるであろう人」なのか、③Aさんという名前で区別された個人なのか、その区別の基準が不明である<sup>2</sup>。

2. 反対動機の形成可能性を根拠とするが(弁護レジュメ1頁28行目以下)、故意があると言えるためには反対動機の原因となる違法性の意識が生じうることであるので、違法性の意識は被害者ごとにその具体的内容が異なるものではないため、反対動機の形成可能性は具体的符合説を基礎付けることができないのではないか<sup>3</sup>。

---

<sup>1</sup> 例えば、正犯がAを殺害するように命じ、被利用者がBをAだと思って弾丸を発射して、被利用者が認識したBと(たまたまその場にいたが)被利用者が認識しなかったAが死亡した場合、Bを殺害する故意は認められ、Aを殺害する故意が認められなくなり、正犯が本来殺害しようと思っていたAの殺害について帰責できないのではないか。

<sup>2</sup> 井田良『故意における客体の特定および「個数」の特定に関する一考察(二)』(慶應義塾大学法学研究会,1985年)参照。

<sup>3</sup> 山口厚『刑法総論[第3版]』(有斐閣,2016年),221頁。